○財務省告示第八十三号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十七年財務省告示第百八十四号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、同条第八項及び第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

一　調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　水酸化カリウム

(二)　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第二八一五・二〇号に分類される。

(三)　特徴　水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、液体石鹸や洗剤の原料として用いられる。

二　調査対象貨物の供給者及び供給国

(一)　供給者

イ　UNID Company Ltd.

ロ　Jiangsu OCI Chemical Ltd.

(二)　供給国　大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事項　平成二十六年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から平成二十六年十二月三十一日まで）

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)　不当廉売の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

正常価格は、供給国における国内販売における価格とし、国内販売がない場合は、調査対象貨物の供給国から本邦以外の国に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格とした。ただし、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に基づき、当該貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、当該調査対象貨物の供給国である中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「代替国国内販売価格」という。）とすることとした。

イ　韓国を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、UNID Company Ltd.（以下「ＵＮＩＤ」という。）からのみ本邦への輸出の実績がある旨の回答があった。その他の供給者については特定されていない。このため、ＵＮＩＤについて不当廉売差額率を算出し、韓国のその他の供給者については、ＵＮＩＤの不当廉売差額率に基づき算出した。

(ロ)　正常価格

正常価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者であるＵＮＩＤに対して質問状を送付したところ、ＵＮＩＤが提出した国内販売価格等に関する証拠についてその正確さを確認することができなかった。また、ＵＮＩＤの回答は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当した。よって、知ることができた事実として、ＵＮＩＤを供給者とする調査対象貨物については、申請者が申請書において主張する韓国における調査対象貨物の国内販売価格を用いることとした。

(ハ)　輸出のための販売価格

輸出のための販売価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者であるＵＮＩＤに対して質問状を送付したところ、ＵＮＩＤが提出した輸出のための販売価格等に関する証拠についてその正確さが確認されたため、ＵＮＩＤの本邦向け輸出取引価格を用いることとした。

(ニ)　不当廉売差額率

輸出価格と正常価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、ＵＮＩＤを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、五十九・九五パーセントであった。その他の者を供給者とするものであって韓国を原産地とするものにあっては、ＵＮＩＤの不当廉売差額率に基づき判断した結果、五十九・九五パーセントであると認められた。

ロ　中国を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、Jiangsu OCI Chemical Ltd.（以下「ＯＣＩ」という。）からのみ本邦への輸出の実績がある旨の回答があった。その他の供給者については特定されていない。このため、ＯＣＩについて不当廉売差額率を算出し、中国のその他の供給者については、ＯＣＩの不当廉売差額率に基づき算出した。

(ロ)　正常価格

正常価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者であるＯＣＩに対して質問状を送付したところ、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示せなかったため、正常価格算出のために代替国国内販売価格を用いることとした。

(ハ)　輸出のための販売価格

輸出のための販売価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者であるＯＣＩに対して質問状を送付したところ、指定された期限までに必要な情報が提供されなかった。よって、知ることができた事実として、ＯＣＩを供給者とする調査対象貨物については、中国税関が提供する輸出貿易統計のデータを用いることとした。

(ニ)　不当廉売差額率

輸出価格と正常価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、ＯＣＩを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、九十一・六六パーセントであった。その他の者を供給者とするものであって中国を原産地とするものにあっては、ＯＣＩの不当廉売差額率に基づき判断した結果、九十一・六六パーセントであると認められた。

ハ　結論

以上から、ＵＮＩＤ及びその他の者を供給者とする韓国を原産地とする調査対象貨物並びに、ＯＣＩ及びその他の者を供給者とする中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が推定された。